

熱中症に伴う施設利用キャンセル・還付特例措置について

近年の夏期における深刻な猛暑や熱中症の危険性を鑑み、利用者の皆様の安全確保のために、環境省が発表する数値を基準とした「熱中症対策に伴う利用のキャンセル及び料金還付（返金）の特例措置」を導入いたします。空調設備のない施設や屋外施設において、熱中症の危険性が高いと判断し、利用を中止（又は途中で終了）される場合は、以下の基準に基づき、利用料（使用料）の還付を行います。

1. 対象となる施設

（１）屋外施設：

交野市立総合体育施設（いきいきランド交野）グラウンド、私部公園グラウンド、私部公園テニスコート、倉治公園グラウンド、倉治公園テニスコート、各小中学校の屋外運動場（学校開放）等

（２）屋内施設【空調未設備】：各小中学校の屋内運動場（体育館）、青年の家（空調のない部屋）等

2. 特例措置が適用される「暑さの基準」

以下のいずれかの条件を満たしている時間帯の利用が対象となります。

条件①：利用日を対象として、大阪府内に「熱中症警戒アラート」または「熱中症特別警戒アラート」が発表されている場合。

条件②：利用対象時間における、環境省熱中症予防情報サイトにおいて、基準地点「枚方」の暑さ指数（WBGT）の実況値又は予想値が「31（危険）」以上に達している場合。

3. キャンセル及び利用中止に伴う還付（返金）基準について

熱中症予防（上記条件①②いずれかに該当）を理由に利用を中止される場合、申し出のタイミングに応じて以下の通りに対応いたします。

中止及び申し出のタイミング	還付（返金）内容
① 利用開始時間「前」まで	利用料（使用料）の『全額』を還付
② 利用開始後、利用時間の「1/2」まで	利用料（使用料）の『半額』を還付
③ 利用時間の「1/2」を経過した後	利用料（使用料）の還付は致しません。

※利用料金の半額計算において、10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとさせていただきます。

※付帯設備（夜間照明、放送設備等）の料金についても、施設本体の還付基準に準じます。

4. 熱中症キャンセルの申し出が可能な期間について

- ・熱中症（特別）警戒アラートの場合： 利用日を対象として、環境省より「大阪府」を対象としたアラートが発表された時点以降
- ・WBGT（暑さ指数）予測値の場合： 環境省のサイト（基準地点：枚方）にて、利用対象時間の予測値が「31以上」であることが確認できた時点以降
- ・WBGT実況値の場合： 利用当日、基準地点（枚方）における実況値が「31以上」となった時点以降

熱中症キャンセルをされる場合、アラート等が発表されている画面のスクリーンショット等を保存してください。後日、使用許可書の返却等の手続き時に確認させて頂く場合があります。画像等により数値の事実確認が取れない場合は、使用料の還付等が適用されない場合がありますので十分ご注意ください。

5. キャンセル申し出方法

安易なキャンセルや特例措置に便乗するような形でのキャンセルを防ぐため、必ず、以下のルールに沿ってお手続きいただきますようお願いいたします。

- （１）窓口がある施設【交野市立総合体育施設（いきいきランド交野）、青年の家、私部公園、倉治公園など】

利用前の中止、または利用時間 1/2 時点での途中キャンセルの際は、必ず窓口職員又は、お電話にてキャンセルの旨をお申し出ください。（後日の申告は対象外）

(2) 無人施設（学校施設開放事業 体育館・グラウンド など）

利用日から1週間以内に下記QRコードよりご連絡ください。（キャンセルされた場合は、翌月の請求対象から外します。）

なお、空調設備を整備済みの屋内施設は熱中症によるキャンセルはできません。



6. 注意事項

本措置は、大阪府内に「熱中症警戒アラート」または「熱中症特別警戒アラート」が発表されている場合、もしくは、環境省サイト（枚方）の数値が上記基準に達している場合に限り適応する特例です。基準に達していない場合につきましては、熱中症の不安が理由であっても、通常のキャンセルポリシー（不還付）が適用されます。

※基準に適しない場合、通常のキャンセルは可能ですが、還付は致しかねます。

※空調設備が利用できる施設については、空調設備を利用してください。